



2022 Budget Snapshots

Keluarga Malaysia, Makmur Sejahtera

KPMG in Malaysia

29 October 2021

20
22

Budget Highlights

1

国外源泉所得に対する免税措置 の撤廃

2022年1月1日より

税法上のマレーシア居住者/居住法人が、マレーシアで受領する国外源泉所得が課税対象となる。

2022年1月1日より適用。

3

1回限りの特別な“Prosperity Tax” (Cukai Makmur)

24%

RM100百万以下の課税
所得に適用される法人税率

33%

RM100百万を超える課税
所得に適用される法人税率

上記の特別な税率は、賦課年度2022において、特に多額の利益を獲得した会社（小規模会社（SME）を除く）に適用される。

2

欠損金の繰越期間

10 years

- 未使用の繰越欠損金の使用期間が、現行の7年から10年に延長される。
- 賦課年度2018以前に発生した繰越欠損金は、賦課年度2028まで繰り越すことが可能となる。

4

間接税におけるSpecial Voluntary Disclosure Program (SVDP)

マレーシア関税局による自発的な修正申告プログラムが、以下の通り導入される。

100%

Phase 1における
ペナルティの免除

50%

Phase 2における
ペナルティの免除

特定の場合には、税金の免除も考慮される可能性がある。

5

特別再投資控除 (Reinvestment Allowance :RA) の延長

Until **YA 2024**

15年間のインセンティブ期間が終了している企業に対する特別再投資控除の期間が、賦課年度2024まで延長される。

6

グリーンテクノロジーインセンティブの拡張

+ **RHS**

Rainwater Harvesting System activities

- RHS（雨水採取システム）活動における特定の資本的支出の100%について、法定所得の70%を限度とした投資税額控除
- 適格なRHSサービス活動について、法定所得の70%を免税

7

Social Enterpriseに対する 税務インセンティブ

3 years 所得税免税

2022年1月1日から2023年12月31日までに、Ministry of Finance (MOF) に受領された申請が対象。

8

デジタルエコシステムを促進するための税務インセンティブ

デジタルテクノロジープロバイダー

0% - 10% 新設会社に10年間適用される税率

10% 既存会社が、新規サービス活動、新規サービスセグメントとして多様化した場合に、10年間適用される税率

デジタルインフラプロバイダー

100%

適格活動にかかる資本的支出について、10年間の投資税額控除

法定所得の100%まで相殺可能

2021年10月30日から2025年12月31日までに、Malaysian Investment Development Authority (MIDA) に受領された申請が対象。

9

事業移転インセンティブ (個人所得税) の延長

15% 5年間の税率

事業移転インセンティブの対象となる会社の
キーポジション、Cクラスの駐在員

2022年12月31日までにMIDAに受領された
申請まで対象期間を延長

11

見積税額の修正と月次納付の 繰り延べ

- 事業年度末が2022年10月31日までのすべての会社は、事業年度の11ヶ月目に見積税額を修正することが認められる。
- 小規模会社の月次納付の繰り延べが6ヶ月延長され、2022年6月30日までとなる。

12

不動産利得税の免除

5% → 0% 取得後6年以降
の処分

マレーシアの国民、永住者である個人が対象
2022年1月1日より適用

10

既存の税務インセンティブの延長

- 不動産賃貸において少なくとも30%以上賃料を減額している企業に与えられる特別控除が、2022年6月30日まで延長される。
- 新設の小規模会社に認められている最初の3年間におけるRM20,000の税額控除が、2022年12月31日まで延長される。
- 事業所の改修・修繕費用について認められている RM300,000 を限度とした特別控除が2022年12月31日まで延長される。
- Safe@Work programme に基づく従業員用住居の賃借料に対する特別控除（上限 RM50,000）が、2022年12月31日まで延長となる。
- 芸術、文化、スポーツおよびレクリエーション活動の主催者に認められる50%の減税措置が賦課年度2025まで延長される。
- Structured Internship Programme (SIP) に基づく二重控除が、賦課年度2025まで延長され対象も拡大される。
- Scholarshipにかかる一定の費用に認められる二重控除が、賦課年度2025まで延長される。
- Vendor Development Programmeに基づくAnchor Companyによる適格支出に対する二重控除が、RM500,000まで拡大され2025年12月31日まで延長される。

13

金銭貸借契約書の印紙税免除

100%

2022年1月1日から2026年12月31日までに実行された、小規模会社(SME)と投資家のpeer-to-peer金銭貸借契約書

+ 1 year

2022年1月1日から2022年12月31日までに実行された金銭貸借変更契約書の免除延長

15

企業結合 (M&A) にかかる印紙税の免除

+ 1 year 小規模会社 (SME)

- 以下の書類について適用:
 - i. 資産（土地、建物、機械装置）の売却、もしくはリース契約書
 - ii. 譲渡証書、覚書
 - iii. 金銭貸借契約書
 - iv. 最初のリース契約書
- 2021年7月1日から2022年6月30日までにMinistry of Entrepreneur Development and Cooperativesに受理され、2022年12月31日までに実行された契約書が対象

14

上場株式の取引にかかる印紙税

印紙税

↑ 0.05%

- 取引にかかる印紙税が0.1%から0.15% (RM1,000あたりRM1.50に相当) に引き上げられる。
- 印紙税の上限をRM200とする規定の撤廃
- 2022年1月1日より適用

16

電子タバコおよびVAPEに使用されるジェルまたは液体に対する物品税の課税

RM1.20

電子タバコおよびVAPEに使用される、ニコチンを含むジェルまたは液体1mlに対する課税

RM0.40 → RM1.20

ニコチンを含まないジェルまたは液体1mlに対する課税

2022年1月1日から適用

17

電気自動車に対する免税措置

- マレーシアで組み立てられる電気自動車のコンポーネントに対する輸入関税の全額免除

2022年1月1日から2025年12月31日まで

- マレーシアで組み立てられた電気自動車（CKD EV）に対する物品税、売上税の全額免除

2022年1月1日から2025年12月31日まで

- 輸入された電気自動車（CBU EV）に対する輸入関税、物品税の全額免除

2022年1月1日から2023年12月31日まで

18

加糖飲料に対する物品税の適用拡大

2022年4月1日より、2-in-1や3-in-1と呼ばれるチョコレート、ココア、麦芽、コーヒー、紅茶等を基にした調製品も、加糖飲料に対する物品税の対象に追加される。

19

乗用車購入にかかる売上税免除の延長

Until June 2022

マレーシアで組み立てられた乗用車（CKD）に対する売上税の100%免除、および輸入された乗用車（CBU）に対する売上税の50%免税措置が、2022年6月30日まで再延長される。

21

観光税、エンターテインメント税免除の延長

+1 year

次の免税措置が、2022年12月31日まで延長：

- 観光税
- Federal Territoriesにおけるテーマパーク、ステージパフォーマンス、スポーツイベント、映画などの入場料にかかるエンターテインメント税

20

サービス税の課税対象の変更

- 2022年7月1日より、eコマースを含む配送サービス（食料品、飲料品のデリバリー等を除く）はサービス税の課税対象となる。
- 2022年1月1日より、マレーシア証券市場に上場されている株式の取引にかかるブローカーサービスは、サービス税が免除される

22

安価品に対する売上税免除の撤廃

（国内、海外の）販売業者を通じてオンラインで海外から空輸したRM500以下の物品についても、2023年1月1日から売上税が課税される。

23

個人所得税 所得控除の延長

To 2022

- スマートフォン、パソコン、タブレットの購入支出 RM2,500
- 国内旅行支出 RM1,000

To 2023

- チャイルドケアセンター、幼稚園への支出 RM3,000

To 2025

- Deferred annuity への拠出 RM3,000

24

EPF及びSOCSCOへの拠出

- SOCSCOへの拠出に対する所得控除がRM350に引き上げられることに加え、Employment Insurance Systemを通じた従業員拠出も控除の対象となる。
- EPFへの拠出に対する所得控除 RM4,000の対象が、自営業者および公務員による自主的な拠出にも拡大される。

25

健康診断費用

- RM1,000の所得控除の対象が、精神科医、臨床心理士、カウンセラーによるメンタルヘルスにかかる診療費にも拡充される。

26

教育費用

- 技能向上・自己啓発コースへの参加費用に対する所得控除が、賦課年度2022および2023においてRM2,000に引き上げられる。
- 会計、財務、ESG等の専門的知識習得のための研修参加費用について、RM7,000の所得控除

27

電気自動車 (EV) 充電設備

- 賦課年度2022および2023において、電気自動車の充電設備に関連する支出は RM2,500の所得控除が認められる。